

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成18年12月5日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成18年12月5日(火) 午前10時 開会
午前10時38分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	柴田繁勝	副委員長	村上英明	委員	森西 正
委員	安藤 薫	委員	上村高義	委員	三宅秀明
議長	三好義治	副議長	川端福江	議員	石橋徳治

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局次長代理	上 清隆
同局主幹	日垣智之	同局書記	中井真穂	同局書記	湯原正治

1. 案件

- ・認定第1号 平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- ・平成18年第4回定例会審議日程及び議事日程について
- ・会議規則・委員会条例の改正について

(午前10時 開会)

○柴田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者からあいさつを受けることにします。小野助役。

○小野助役 おはようございます。

12月に入りまして、非常に寒くなりまして、またあと残すところ1か月となりました。ご多忙の中を議会運営委員会を開催賜りまして、誠にありがとうございます。

来る8日から、開催されます平成18年第4回定例会で報告案件1件、補正予算案件2件、条例案件11件、人事案件1件、その他4件の合計19件の上程を予定させていただいております。

案件の概要につきましては、総務部長から説明を申し上げたいと存じます。

お手数をおかけいたしますけれども、それぞれよろしくお取り計らい賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○柴田委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

それでは、第4回定例会提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、平成18年第4回定例会提出議案の概略説明をさせていただきます。

報告第7号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例専決処分報告の件についてですが、これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布、同日に施行されたため、同月29日に専決処分したものであります。その改正内容は、脾臓又は一側の腎臓を失ったものの障害の等級

の見直しや、障害者自立支援法の制定に伴い、表現の整備を行ったものであります。平成18年9月29日付けで公布・施行としております。

次に議案第68号、平成18年度摂津市一般会計補正予算第3号ですが、補正前額308億5,497万4,000円に歳入歳出それぞれ5,042万1,000円を追加し、補正後額309億539万5,000円とするものであります。補正内容としては補助金交付決定により国・府の負担金及び補助金の補正、国保財政安定化支援事業の繰入金、大阪府後期高齢者医療広域連合運営事業負担金等を補正し、財源調整を財政調整基金からの繰入金で調整しております。また、南千里丘まちづくり事業に関わり、新駅設置及び踏切道改良にかかる概略設計及び詳細設計額6,468万3,000円を平成18年度から平成19年度の2か年事業として、債務負担行為の補正として計上いたします。それ以外に公共施設等各種管理業務委託事業として複数年契約を行うため債務負担行為として計上しております。

続きまして議案第69号、平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第4号ですが、補正前額93億5,343万9,000円に歳入歳出それぞれ349万3,000円を追加し、補正後額93億5,693万2,000円とするものであります。補正内容としましては国保財政安定化支援事業の一般会計からの繰入金をはじめ、医療費拠出金の確定に伴う補正等を行っております。

議案第70号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、同委員の石田洋子氏が平成18年12月19日に任期満了となることから、同氏を再任し議会の同意を求めるものであります。

議案第71号、大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議の件についてですが、これは地方自治法第284条第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合を設置し、関係市町村と協議を行うため地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の議案第72号、淀川右岸水防事務組合規約の一部を変更する規約制定の件は、地方自治法の改正による表現の整備であり、同組合の収入役を会計管理者に改めるものであります。施行期日は平成19年4月1日からとしております。

続きまして、議案第73号、安威川、淀川右岸流域下水道組合規約の一部を変更する規約制定の件では、議案第72号と同様に同組合の収入役を会計管理者に改め、平成19年4月1日からの施行としております。

次の議案第74号は工事請負契約締結の件で、味舌東小学校増改築工事の契約締結の議案を上程してあります。

契約の方法、一般競争入札、契約金額7億4,800万円、契約の相手方、小田急・岸本特定建設工事共同企業体、代表者、小田急建設株式会社大阪支店、執行役員支店長、磯谷孝夫、工期、議会議決日の翌日から平成20年3月20日、工事概要、校舎増改築工事及び給食場新築工事となっております。

議案第75号は摂津市副市長の定数を定める条例制定の件でございます。

これは地方自治法の改正により、市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置くこととされ、その定数は条例で定めることとされております。よって、副市長の定数を定める条例を制定し、その定数を1人とするものでございます。施行期日は平成19年4月1日からの施行

としております。

続きまして、議案第76号ですが、これも同様に助役から副市長に表現を整備するものであり、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件として上程いたします。関係条例として、特別職の職員の給与に関する条例、摂津市職員旅費条例、教育長の給与及び旅費に関する条例、摂津市職員の退職手当に関する条例、摂津市特別職報酬等審議会条例、特別職の職員の退職手当に関する条例の6条例の一部改正と摂津市収入役の事務の兼掌に関する条例の廃止となっております。

なお、施行期日は平成19年4月1日からとしております。

次の議案第77号、摂津市職員等公務災害見舞金支給条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは地方公務員災害補償法の改正に伴うものであり、障害の等級を障害等級に改めるなど表現の整備を行っております。施行期日は公布の日からとしております。

議案第78号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、これはご承知のように国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しのいわゆる三位一体改革によるものでございます。国税の所得税から地方税の個人住民税への移譲によって税源移譲されます。現在3段階の税率3%、8%、10%を一律の6%へとフラット化、比例税率化することになります。一部は平成19年1月1日から施行し、その他は4月1日からの施行となります。

議案第79号、摂津市立障害児童センター条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは障害児童センターの使用料の特例を定めるため1か月当たりの使用料の上限額を規則で別に定めることと

しております。公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用することとしております。

続きまして、議案第80号、摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは地方税法の改正により引用している条項の変動により改正するものであります。施行期日は平成19年4月1日からとしております。

議案第81号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件は、自動車駐車場の一時使用料の時間区分等を変更するため改正いたします。一時使用が8時間を超える場合の上限を設けております。施行期日は平成19年4月1日施行としております。

次の議案第82号、摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件は、フォルテ摂津自転車駐車場の利用時間の拡大と、定期使用料の額改定を行います。平成19年4月1日からの施行としております。

続きまして議案第83号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地方税法の改正によるものであり、引用条文の項ずれにより改正するものであります。平成19年4月1日からの施行としております。

議案第84号は摂津市消防賞じゅつ金支給条例の一部を改正する条例制定の件でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、別表第3、障害者賞じゅつ金等の表現整備を図っております。公布の日からの施行としております。

最後に議案第85号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件について説明いたします。これは住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定

に関する基準を定める省令の改正がなされます。平成17年第3回定例会でご可決いただきました火災報知器の設置の義務付けに伴い、設置を免除される場合として3項目が追加されたため改正するものでございます。平成19年4月1日からの施行としております。

以上、提出議案の概要説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わりました。

この際、質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○柴田委員長 再開します。

それでは、認定第1号、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について審査を行います。

補足説明を求めます。上代理。

○上事務局次長代理 それでは、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、議会費にかかる部分につきまして、決算書の基つきまして、補足説明をさせていただきます。

歳入は67ページの款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入で備考欄に議会議事務局分として、各会派の電子複写機使用料と私用電話使用料及び阪神高速道路の通行料払戻金でございます。

歳出につきましては、74ページから77ページの議会費では、予算現額2億9,873万4,000円に対しまして、支出済額は2億9,707万1,786円でございます。執行率は99.44%となっております。そのうち主なものとしていたしましては、23名分の議員報酬、

期末手当、共済関係の負担金、それ以外に議会運営に伴いまして、会議録や委員会記録、議会だよりの作成に伴う経費、議長会関係の旅費、また全国市議会議長会等の負担金及び会派へ交付いたしております政務調査費、議長公務にかかります経費や議会事務局に関する経費を執行したものでございます。

以上、簡単ではございますが、決算内容の説明とさせていただきます。

○柴田委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 討論なしと認め、採決します。認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田委員長 全員賛成。よって本件は認定すべき者と決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○柴田委員長 再開します。

第4回定例会審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

日垣主幹。

○日垣事務局主幹 それでは、第4回定例会の審議日程案等について、ご説明させていただきます。

まず会期は12月8日から12月22日までの15日間でございます。審議日程につきましては、本会議初日の12月8日は、閉会中の継続審査となっていました案件の委員長報告、採決、そして付託案件についての提案理由の説明、質疑、委員会付託並びに即決案件の審議でござ

います。また、その日の17時15分が議会議案の届出締切でございます。

11日が、建設常任委員会と民生常任委員会。

12日が、総務常任委員会で、その日の正午が一般質問の届出締切でございます。

14日が、駅前等再開発特別委員会でございます。

19日が、議会運営委員会。

21日は、本会議で、一般質問となります。

22日の本会議は、一般質問の後、付託案件の委員長報告、採決、議会議案の審議でございます。また、この日の本会議終了後、議会運営委員会を開催いただきまして、次の定例会の審議日程を仮決定していただくものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について、ご説明させていただきます。

まず12月8日につきましては、日程1が議席一部変更の件で、柴田委員長と石橋議員が議席の交代となる変更でございまして、あらかじめ、氏名標の準備を行い、当日は冒頭から変更後の議席に着席いただくことをお願いいたします。

日程2が会期決定の件。

日程3が議選第4号の摂津市選挙管理委員会委員及び同補充員選挙で選挙の方法は指名推選でございます。

日程4が議案第70号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意で即決でございまして、この備考欄には、先程の協議会の態度表明をもとにいたしまして、簡易採決と記載させていただきます。

日程5は、認定第1号から認定第8号までで委員長報告を受けた後、討論、採決でございます。この8件を採決グループごとにまとめるように、順序を並び替

えまして、備考欄に一括採決あるいは一括簡易採決という記載をさせていただきます。先程の協議会での態度表明に基づきまして整理いたしますと、認定第1号、認定第3号、認定第4号、認定第6号、認定第8号は一括起立採決、認定第2号、認定第5号、認定第7号は一括簡易採決となります。

日程6の議案第68号などの16件は、提案理由の説明を受けた後、所管の委員会に付託となります。

日程7が12月4日に提出されました請願第2号で所管の建設常任委員会に付託となります。

日程8は、報告第7号で即決でございます。

日程9が議案第74号、工事請負契約締結の件で即決でございます。

次に3ページの12月21日については、一般質問でございます。

12月22日については、日程1、一般質問の後、日程2、議案第68号など17件の委員長報告、採決となります。

以上が、議事日程でございます。

次に議案付託表につきましては、ごらんの通り、各委員会ごとに審査いただく案件でございます。また、次のページの議案第68号所管別の分割表につきましては、一般会計補正予算に関する委員会ごとにご審査をお願いする内容でございます。

なお、議選第4号の議選書並びに請願第2号の請願文書表につきましては、12月8日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

○柴田委員長 いま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田委員長 それでは、そのように決定します。

次に、会議規則、委員会条例の改正ですが、本件は、事務局からの説明を受けて、質問があれば行っていただき、その後、会派に持ち帰っていただき、12月19日の議会運営委員会で協議をしたいと考えております。それでは、事務局から説明をお願いしたいと考えております。

野杵次長。

○野杵事務局次長 今回の地方自治法の一部改正については、地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する地方制度調査会からの答申を受け、国会に提出されたもので、本年5月31日に参議院本会議において可決・成立し、地方の自主性・自律性の拡大、議会制度の見直し、中核市制度の見直しなどとなっております。

このうちの議会制度の見直しの項目を整理したものが、資料2でございます。

左側の欄には、地方自治法の改正内容を記載しておりまして、AからEまでの5項目について見直し内容が、本年11月24日から施行されております。

右側の欄には、この地方自治法の改正に伴い、全国市議会議長会が作成した標準会議規則、標準委員会条例の改正案の項目を記載しております。

その内容を説明いたしますと、まず、以上で、本委員会を閉会します。Aの専門的知見の活用については、議案の審査等において専門的知見が必要となった場合に、学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができるというものでございます。

Bの臨時会の招集請求権につきましては、議会の意思として招集を求める必要があると考える場合に、議会運営委員会の議決を得て、長に対し臨時会の招集を求める権限を議長に付与するもので、臨時会の招集が機動的かつ迅速に行われる

内容となっています。

Cの委員会制度につきましては、①が、いわゆる複数常任委員会への所属制限を廃止する改正ですが、標準委員会条例の改正に含まれておりませんので、今回の摂津市議会委員会条例の改正は予定しておりません。②は、各委員会の委員を議長が選任できることにしたもので、右の欄に記載のとおり、委員の任期、委員の選任及び辞任等の項目について本市議会の委員会条例の改正を予定しております。③は、委員会の議案提出権に関するもので、従来は市長又は一定数以上の賛成を得た議員に限られていた議案の提出権を、委員会が議案を提出できるように改められたものです。これに関し、市議会の会議規則において、議案提出手続き、その撤回・訂正、委員会付託について改正を予定いたしております。

Dの会議録の作成等につきましては、電磁的記録による会議録作成を可能にする改正で、本市において電磁記録化が可能となったときに備え、本市議会の会議規則、委員会条例において、会議録、委員会記録の作成、配布、署名議員等について改正を予定しております。

最後に、Eの専決処分の要件の明確化につきましては、専決処分が議会の権限に属する事項を長がやむを得ない場合に限って行う制度であるところを踏まえ、その運用が制度の趣旨を逸脱することがないようにする改正となっています。

本市議会におきましても、標準の会議規則、委員会条例を採用していることから、この議長会の示す会議規則、標準委員会条例の改正案に基づきまして、本市議会の会議規則、標準委員会条例を改正するもので、その改正内容は、資料3の現行と改正案の対照表のとおりでございます。

それでは、資料3の現行と改正案の対照表に基づきまして、改正内容を説明させていただきます。

まず、会議規則の改正でございます。

第14条、第19条及び第37条の改正は、委員会が議案を提出するとき、その撤回、訂正しようとする時の手続き及び委員会提出議案の委員会付託について定めるものでございます。

第78条、第79条、第81条は、電磁的記録による会議録の作成に関する改正で、将来本市において対応が可能となったときに備え、法の改正にあわせ条文を整備するものでございます。

第98条、第142条、第154条は、引用条文の項番号の変更に伴う、条文整備でございます。

次に委員会条例の改正でございます。

第3条、第5条、第7条及び第13条の改正は、閉会中は議長が委員会の委員を選任できることとなったことに伴い、委員の任期、選任及び辞任の手続きなどを改めるものでございます。

第21条は、条文の整備でございます。

第29条は、委員会の記録について、本会議の記録と同様に電磁的記録による会議録の作成に関する改正でございます。

資料4は、会議規則、委員会条例の改正案でございまして、先ほど説明いたしました、対照表に基づく内容となっております。

以上、会議規則、委員会条例の改正に関する説明とさせていただきます。

○柴田委員長 ただいま説明があったことについて質問があればお受けします。

森西委員。

○森西委員 基本的な質問ですが、電磁的記録というのは、どういうふうなことを意味しているのか教えていただけますか。

○柴田委員長 野杵次長。

○野杵事務局次長 今回、地方自治法で会議録を電磁的記録を採用するという改正が行われております。

これにつきましては、平成15年に施行されました行政手続法等に関する情報通信の技術利用に関する法律がございまして、これにおきまして、行政機関に議会が入っておりませんでした。15年当時、電磁的記録は用いられないということでした。

しかし、今回の地方自治法の改正におきまして、議会の会議録が電磁的記録化が可能となりましたので、今回、将来本市において、電磁的記録化が可能となったときに備えて法改正するものでございます。

具体的に電磁的記録と言いますのは、事務におきましては、パソコン等で行っておりますので、電磁的記録を用いた事務はしております。しかし、今回の改正につきましては、会議録、委員会記録という公的原本ということございまして、この電磁的記録化につきましては、総務省令で定める署名に変わる措置、電子署名が必要となっております。このことによりまして、その原本が改ざん、改編されていないということの裏付けとなるような措置をとるものでございまして、こういう措置を行うことによりまして、議会の記録の電磁化できると。現在、署名していただいているものを電磁化できる道が開かれるということでございます。

○柴田委員長 暫時休憩します。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○柴田委員長 再開します。

それでは、本件については、会派へ持ち帰っていただき、次回の本委員会で協議をお願いしたいと考えていますので、

よろしく申し上げます。

これをもって、本委員会を閉会します。

(午前10時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 柴田 繁勝

議会運営委員 森西 正